平成２９年（フ）第４６２号
静岡市葵区竜南３丁目１番51－Ａ107号
債務者　瀧　　和也
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８３８８号
東京都江東区白河２丁目17―11―601
債務者　藤松　明子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４００号
東京都足立区江北４丁目１－９－302
債務者　須藤　真衣
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４０９号
東京都西東京市下保谷５丁目５－27―401
債務者　宇田　剛史
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４２３号
東京都足立区竹の塚５丁目36―10―106
債務者　牧村ルリ子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８４３４号
東京都西東京市向台町１丁目17―16
債務者　川村　正己
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１１４７号
東京都調布市下石原３丁目９番地１第２ハイアール103
債務者　岡島　弘之
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１５４号
東京都小平市小川東町１丁目26番５－102号
債務者　野地　　進
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１５６号
東京都町田市原町田２－14―13シャトレー町田ガーデン415、住民票上の住所東京都目黒区東が丘２丁目14番12号コテージ東が丘201
債務者　奥村　周二
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２５３号
東京都多摩市永山３丁目３番地12―203
債務者　布施　倫子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５４４号
静岡市清水区西久保170番地の７　ウェルウィッシュ105号、旧住所静岡市清水区八坂北２丁目23番７号
債務者　望月美智子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２５６５号
神奈川県海老名市上今泉４丁目10番36―102号
債務者　佐藤　尚子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２３５５号
神奈川県大和市西鶴間３丁目１番13―503号
債務者　濱田　守勝
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８６号
栃木県真岡市長田309番地３
債務者　佐々木千恵
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３２号
岡山市北区庭瀬275番地１　フリシュ輝205
債務者　折田　成子（旧姓向）
1　決定年月日時　平成29年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部